【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2019年5月15日

【会社名】株式会社みずほ銀行【英訳名】Mizuho Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 藤原 弘治

【本店の所在の場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

【電話番号】 東京 03 (3214) 1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 大石 裕

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目5番5号

【電話番号】 東京 03 (3214) 1111 (大代表)

【事務連絡者氏名】 管理部長 大石 裕

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

1【提出理由】

2019年3月6日付で、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、提出会社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生に関する臨時報告書を提出しておりますが、当該臨時報告書の記載事項のうち、見込み額でありました損失の計上額等の未確定事項が確定しました。

よって金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

(訂正前)

(2) 当該事象の内容

「みずほフィナンシャルグループ」(以下「当グループ」という)は、<u>平成29年11月に発表した</u>抜本的構造改革を踏まえ、<u>現在策定中の平成31年度を初年度とする次期経営計画において、</u>ビジネス構造、財務構造、経営基盤の3つの構造改革を基本方針とし、本年5月に公表することを予定しております。

この次期経営計画の策定過程で以下の事由が生じ、その結果、当行において、下記(3)に記載のとおりの損失(約5,000億円)を平成31年3月期決算で計上する見込みとなりました。

固定資産の減損会計の適用方法の見直し等

当グループは、平成28年度に導入したカンパニー制の運営定着を進めると共に、それを支える管理会計について も、鋭意高度化に取り組んで参りました。これにあわせ、今般、固定資産の減損会計の適用方法についても、管理 会計の高度化に対応して見直しを実施致しました。また同時に、次期経営計画の策定過程において、各事業部門の 将来の収益計画や店舗戦略等の見直しを進めております。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当行において、上記(2)の事由により、国内リテール事業部門に帰属するソフトウェアや閉鎖予定店舗等の固定資産について<u>約5,000億円</u>の減損損失を<u>計上する見込みとなり、</u>その結果、<u>平成31</u>年3月期の個別決算及び連結決算においてそれぞれ特別損失約5,000億円を計上する見込みです。

なお、これらの金額は、本日現在における概算値であり、平成31年3月期決算において確定する予定です。

(訂正後)

(2) 当該事象の内容

「みずほフィナンシャルグループ」(以下「当グループ」という)は、2017年11月に発表した抜本的構造改革を踏まえ、<u>本日、2019年度を初年度とし、</u>ビジネス構造、財務構造、経営基盤の3つの構造改革を<u>重点取り組み領域とする「5ヵ年経営計画」を公表致しました。</u>

この5ヵ年経営計画の策定過程で以下の事由が生じ、その結果、当行において<u>計上した</u>下記(3)に記載のとおりの損失(4,970億円)を、2019年3月期決算で計上致しました。

固定資産の減損会計の適用方法の見直し等

当グループは、2016年度に導入したカンパニー制の運営定着を進めると共に、それを支える管理会計について も、鋭意高度化に取り組んで参りました。これにあわせ、今般、固定資産の減損会計の適用方法についても、管理 会計の高度化に対応して見直しを実施致しました。また同時に、5ヵ年経営計画の策定過程において、各事業部門 の将来の収益計画や店舗戦略等の見直しを実施致しました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当行において、上記(2)の事由により、国内リテール事業部門に帰属するソフトウェアや閉鎖予定店舗等の固定資産について4,970億円の減損損失を<u>計上し、</u>その結果、2019年3月期の個別決算及び連結決算においてそれぞれ特別損失4,970億円を計上致しました。

以 上